

これまでの本市の取組について

平成21年の新型インフルエンザA（H1N1）発生までの取組

1 関係会議の開催**(1) 新型インフルエンザ対策庁内連絡会議**

平成17年11月に第1回の「新型インフルエンザ対策庁内連絡会議」を開催。以後、必要に応じて数次開催し、最新の状況を踏まえた情報共有、実地訓練の実施に向けた調整等、庁内連絡体制を整備。

(2) 京都府・京都市新型インフルエンザ対策専門家会議

平成18年4月に、新型インフルエンザ対策に係る事項を検討し、専門的な観点から意見を聴取するため、府市合同で設置。

2 市民周知**(1) 情報発信**

平成17年度以降、新型インフルエンザ対策について本市ホームページに掲載。その他「市民しんぶん」や広報番組等による情報発信を実施。

(2) 啓発

関係機関等への予防啓発ポスターの配布、新型インフルエンザ対策啓発ビデオの作成及び貸出等による普及啓発を実施。

(3) 研修会

医療機関向け及び高齢者施設、児童福祉施設向けの研修会を開催。

3 相談体制

平成17年度から、保健医療課及び保健センターに「インフルエンザ相談窓口」を設置。

4 実地訓練

平成17年度から、京都市立病院における搬送・診療訓練、保健センターにおける防護服の脱着訓練、疫学調査訓練等を実施。

5 防疫従事者の防護体制の整備

平成19年度から、各保健センター及び支所に防護服、ゴム手袋、マスク、ゴーグル、手袋等を配備。また、平成21年度からタミフルの備蓄開始。

6 対策マニュアルの策定

平成21年4月に「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」を策定。

平成21年の新型インフルエンザA（H1N1）の発生

1 発生経過

- 4月28日
メキシコ、アメリカ合衆国、カナダでの流行を踏まえて、WHOが警戒水準をフェーズ4に引き上げ。これを受けて、国は「新型インフルエンザの発生」を宣言し、内閣総理大臣を本部長とする対策本部を設置するとともに、空港での機内検疫を開始。
- 4月30日
WHOが警戒水準をフェーズ5に引き上げ。
- 5月16日
国内で初めての感染確認（神戸市）。
- 5月21日
京都市内で初めての感染確認。
- 6月12日
WHOが警戒水準をフェーズ6に引き上げ。
- 6月19日
厚生労働省は、秋冬に向けて国内での患者数の大幅な増加が起こることを想定し、社会的混乱を最小限とするための体制にシフトするため、基本指針を改定。
- 7月24日
厚生労働省は、患者発生時の医師からの届出を全数報告から集団的発生が疑われる場合の届出に変更するため、感染症予防法施行規則を改正。

2 発生状況（平成21年5月～平成22年3月）

	全国	京都市
患者数（推計）	2,083万人	20.8万人
入院患者数	17,623人	186人
死亡者数	202人	5人

平成21年の新型インフルエンザA（H1N1）発生後の取組

1 実施体制

4月28日に新型インフルエンザ対策本部を設置し、総合的に対処する体制整備。

7月7日にウイルスの特性を踏まえた本市の対応等を検証し、医療体制等の見直しを図るための検証会議を開催。

2 相談体制

4月25日に「発熱相談センター」を設置し、発熱症状がある市民からの相談を受け付ける体制を整備するとともに、感染者の発生状況に応じて順次体制を強化し、5月2日からは24時間対応に移行。8月1日からは、「発熱相談センター」を「新型インフルエンザ相談窓口」に変更。

○相談実績（平成21年4月～平成22年2月）：66,519件

3 医療体制

5月5日から、京都市立病院において発熱外来機能を持つ専門外来を開設。以後、感染者の発生状況に応じて、順次、発熱外来の開設数を拡大。また、関係医療機関の協力により、約1,100床の入院病床を確保。

8月1日から、原則すべての医療機関での発熱患者の診察受入。

○発熱外来受診者数（平成21年5月～平成21年7月）：1,770人

4 予防接種

厚生労働省による新型インフルエンザワクチン接種に係る方針に基づき、10月19日から、医療従事者から順にワクチン接種を開始。11月9日からは、基礎疾患を有する者及び妊婦、11月30日からは乳幼児、児童（小学校低学年）に順次拡大。

○予防接種実施状況（平成21年10月～平成22年3月）：

205,820人

5 学校等の休校措置等

国の方針に従い、最初の患者発生時には市町村単位で学校等の7日間の休校措置及び保育所等の休所措置を行う自治体が多い中、社会的影響を最小限に抑えるため、本市独自に学校等の休校措置の範囲を限定、休校期間を短縮するとともに、保育所等の社会福祉施設は通常どおり開所。

6 対策マニュアルの改訂

4月に策定した「京都市新型インフルエンザ対策マニュアル」は、高病原性を想定したものであったため、病原性に応じて「徹底対応」から「柔軟対応」までの対応策の選択肢を示し、状況に応じた対応策を決定できるよう、9月に対策マニュアルを改訂。

引き続き対策マニュアルについて説明